

議員提案第78号

柏崎刈羽原発再稼働に反対し廃炉を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成26年10月7日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

本 凶 良 雄

渡 辺 有 子

五 十 嵐 完 二

小 山 哲 夫

明 戸 和 枝

風 間 ル ミ 子

飯 塚 孝 子

野 本 孝 子

青 木 学

小 泉 仲 之

小 林 義 昭

竹 内 功

中 山 均

柏崎刈羽原発再稼働に反対し廃炉を求める意見書

福島第一原発の現状は、大量に発生し続ける高濃度汚染水とその漏水を初めとして、事故の収束に向かうどころか放射能汚染の拡大という危機に直面しています。14万人もの避難者が故郷に戻る見通しは立たず、放射能被害は今も多くの国民に甚大な影響を与え続けています。

東京電力の事故対策は、先行きの見通しもなくその場しのぎに終始し、工事も点検も手抜きを繰り返し、毎日のように新たな汚染水漏れが明らかになるという深刻な事態を引き起こしました。そこには、汚染水を外部に漏出させないことよりも、経営上の都合を優先させてきた姿勢があります。もはや東京電力に原子力発電所を運転する資格も能力もないことは明らかであると言わなければなりません。

ところが、東京電力はこうした状況にもかかわらず、事業計画で柏崎刈羽原発を順次再稼働するとしています。

柏崎刈羽原発は中越沖地震でも施設や配管等が激しく損傷し、一步間違えれば冷却に失敗し、過酷事故に至る寸前の事態でした。さらに、原発直下及び敷地内には活断層の存在が指摘されています。世界最大の集中立地である柏崎刈羽原発でももしも大事故が起きれば、被害が福島を大きく上回ることは必至です。原発50キロメートル圏内には113万人が暮らしており、住民が無事に避難することは極めて困難です。

一方、5月21日、福井地裁において、大飯原発3・4号機の運転差し止めを命じる歴史的判決が下されました。

この判決は第1に、「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益」の全体を人格権と呼び、人格権は憲法上の権利であって、日本の法律のもとでは「これを超える価値を他に見出すことはできない」と宣言しました。そして原発の運転によって、この「根源的な権利が極めて広汎に奪われる」という事態を招く「具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である」として、差し止めを命じました。

第2に、この判決は原発の本質的な危険性を強調し、「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる」とし、「原子力発電においては、…いったん発生した事故は時の経過に従って拡大して行くという性質を持つ。このことは、(他の技術とは)異なる原子力発電に内在する本質的な危険である」と指摘しました。

第3に、判決は原発安全神話に対して厳しい断罪を下し、第4に、国民の安全よりもコストを優先する考え方をきっぱりと退けました。

このように、福井地裁で下された司法判断は、柏崎刈羽原発にも全て当てはまる重大なものです。

よって新潟市議会は、柏崎刈羽原発の再稼働に反対するとともに、同原発の廃炉を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月7日

新潟市議会議長
志田常佳

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣



あて